

# 医療機関等との透明性に関する指針

2019年4月16日

## 1. 当社の姿勢

当社は、カールツァイスグローバルグループの一員としてZeiss行動規範に従い、かねてより法的小よび倫理的規範に沿っていないビジネス行動を認めておりません。

日本国内においても当該行動規範の他、日本医療機器産業連合会（医機連）の会員企業として医機連の定める「倫理綱領」、「企業行動憲章」、「医療機器業プロモーションコード」及び医療機器業公正取引協議会が定める「医療機器業公正競争規約」とその精神に従い今後とも高い倫理性を担保した企業活動を行ってまいります。本件につき広く理解を得ることを目的として、医機連の定める「医療機器業界における医療機関等との透明性ガイドライン」に従い当社の資金提供の情報を公開いたします。

## 2. 公開時期、公開方法

平成25年度分（2013年度分）を平成26年度（2014年度）から当社ウェブページにて公開いたします。

## 3. 公開対象

当社が公開対象とする費用は以下の項目です。

### A. 研究費開発費等

公臨床研究法、医薬品医療機器等法における GCP/GVP/GPSP 省令等の公的規制や各種指針のもとで実施される研究・調査等に要した費用が含まれる。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

- |                   |  |
|-------------------|--|
| ● 特定臨床研究費（※1）     | 提供先施設等の名称等（※2）：〇〇件〇〇円  |
| ● 倫理指針に基づく研究費（※3） | 提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円   |
| ● 臨床以外の研究費（※5）    | 年間の件数・総額、提供先施設等の名称：〇〇件〇〇円  |
| ● 臨床試験費（治験費）      | 提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円   |
| ● 製造販売後臨床試験費      | 提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円   |
| ● 不具合・感染症症例報告費    | 提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円   |
| ● 製造販売後調査費        | 提供先施設等の名称（※4）：〇〇件〇〇円   |
| ● その他研究開発関連費用     | 年間の総額的小規制的のもとで実施される各種試験、報告、調査等（臨床試験、治験、製造販売後臨床試験、不具合・感染症症例報告、製造販売後調査等）及び企業が独自に行う調査等の費用が含まれる。 |

（※1）「特定臨床研究費」とは、臨床研究法に定義される特定臨床研究の契約に基づいて支払った費用をいう。

（※2）「臨床研究識別番号」「資金の提供先」「研究実施医療機関名」「研究責任医師名」等を公開する。



- 医学・医療工学関連文献等提供費 年間の総額

## **E. その他の費用**

社会的儀礼としての接遇等の費用が含まれる。

- 接遇等費用 年間の総額

カールツァイスメディテック株式会社  
代表取締役 シュテファン・サクレ